

税務Q&A



消費税軽減税率制度導入に伴う 経理処理の注意点

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 森田 千波
(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>)



私は消費税の課税事業者で、簡易課税制度は選択していません。軽減税率の対象となるような売上はありませんが、消費税法の改正により経理処理をするうえで注意することはありますか？



消費税法の改正により、2019年10月1日から標準税率が10%に引上げられると同時に軽減税率8%が導入されます。軽減税率の対象は、①飲食料品（酒類を除く）の販売（外食を除く）②飲食料品の輸入③定期購読契約に基づく週2回以上発行される新聞の販売です。軽減税率の対象資産（飲食料品等）の販売を行わない事業者であっても、消費税の課税事業者が仕入税額控除の適用を受けるためには、仕入や経費について適用税率別の確認をし、税率ごとに区分して記載した帳簿等に基づき、税額を計算して申告する必要があります。

1. 軽減税率の対象資産の仕入や経費の確認

飲食料品等の販売を行わない事業者であっても、軽減税率が適用される対象資産の仕入や経費の支出がある場合があります。例えば、次のような課税仕入れが考えられます。

- 従業員用のコーヒーやお茶の購入、会議用の弁当や菓子の購入
- 中元やお歳暮等の贈答用、またはお土産用の飲食料品の購入
- 定期購読契約の新聞の購入 など

2. 区分記載請求書等の保存および区分経理に対応した帳簿の記載（2019年10月1日から2023年9月30日の仕入税額控除の要件）

軽減税率の対象資産の売上や仕入等がある事業者の方は、これまでの記載事項に加えて税率ごとの区分を追

加した請求書等（区分記載請求書等）の保存及び区分経理に対応した帳簿の記載と保存が必要となります。交付を受けた請求書等に下記の「⑥軽減税率の対象品目である旨」や「⑦税率ごとに合計した税込対価」の記載がない場合には、交付を受けた事業者が事実に基づき書き加えることが認められています。

	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
現行	①課税仕入の相手先 ②取引年月日 ③取引の内容 ④対価の額	①発行者の氏名等 ②取引年月日 ③取引の内容 ④対価の額 ⑤請求書等の受領者の氏名等
追加の記載事項	⑤軽減税率の対象品目である旨	⑥軽減税率の対象である旨 ⑦税率ごとに合計した税込対価の額

3. 税率ごとに区分した帳簿に基づき消費税額を計算する

軽減税率制度実施後は、売上と仕入を税率ごとに区分して計算を行う必要がありますが、売上税額から仕入税額を控除する計算方法は変わりません。

*税率ごとに区分することが困難な中小企業者（基準期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者）は、売上の一定割合又は仕入の一定割合を軽減税率の対象として計算することができます。売上は2023年9月30日まで、仕入は2020年9月30日まで（簡易課税制度の適用を受けない期間）に限ります。

4. 中小事業者の簡易課税制度の届出特例

中小事業者は、課税仕入れ等を税率ごとに区分することに困難な事情があるときは、2019年10月1日から2020年9月30日までに属する課税期間の末日までに簡易課税制度選択届出書を提出し、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

このまま予定通りいけば、消費税率アップとそれに伴う軽減税率制度導入まで半年を切りました。上記のように日々の取引や経理処理で何らかの対応が必要となりますので、早めに税理士等へご相談ください。